

◎新潟県教育委員会告示第6号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、公布の日から実施する。

平成24年11月16日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、正規教職員の例に準じ、勤務時間規則第15条第1項第1号(公民権の行使)、第2号(証人等としての出頭)、第3号(骨髄等ドナー休暇)、第6号(産前産後休暇)、第7号(育児休暇)、<u>第14号(災害による現住居の滅失等)</u>、第15号(災害等による出勤困難)、第17号(生理休暇)及び第22号(短期介護休暇)の特別休暇をとることができる。ただし、第3号、第6号、第7号、第17号及び第22号については無給とし、その期間中は、いかなる給与も支給しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、正規教職員の例に準じ、勤務時間規則第15条第1項第1号(公民権の行使)、第2号(証人等としての出頭)、第3号(<u>ドナー休暇</u>)、第6号(産前産後休暇)、第7号(育児休暇)、第15号(災害等による出勤困難)、第17号(生理休暇)及び第22号(短期介護休暇)の特別休暇をとることができる。ただし、第3号、第6号、第7号、第17号及び第22号については無給とし、その期間中は、いかなる給与も支給しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>